

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の背景

（１）高齢者人口の現状と推移

我が国における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、「令和 8 年版高齢社会白書」によると、令和 7（2025）年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 3,622 万人、高齢化率は 29.4%となっています。65 歳以上人口のうち、65 歳～74 歳の前期高齢者は 1,495 万人、総人口に占める割合は 12.1%、75 歳以上の後期高齢者は 2,127 万人、総人口に占める割合は 17.3%で、後期高齢者の割合が高くなっています。

65 歳以上の人口は、令和 25（2043）年に 3,953 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されていますが、65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和 52（2070）年には 38.7%に達し、国民の 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来すると推計されています。

（２）高齢者を取り巻く現状

団塊の世代が 75 歳以上となった令和 7（2025）年を経て、独居高齢者や老老世帯、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の方などがさらに増加し、高齢者の孤立や高齢者虐待、老老介護による介護負担、8050 問題等、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。

また、高齢期の暮らしの動向としては、一人暮らし世帯の増加、高齢者の就労拡大という特徴も見られます。

高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少し、令和 7（2025）年には 65 歳以上の高齢者 1 人に対して現役世代が 2.0 人という比率となり、今後、高齢化率が上昇し、現役世代の割合が低下する中で、高齢者の生活を支える仕組みや人材の確保がますます重要となってきています。

（３）国の動き

このような状況の中、国では、令和 6（2024）年 9 月に新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築や、一人暮らし高齢者の増加等の環境変化に対応した社会の構築、加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開が打ち出されました。

また、医療法等の改正による 2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想の策定や、有料老人ホームにおけるサービス提供の透明性確保など、医療・介護の連携強化や高齢者の住まいの安定確保に向けた具体的な制度改革が進められているほか、質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化することを目的に、令和 8（2026）年 6 月に社会福祉法等の改正が行われたところです。

(4) 第10期計画の基本指針 **資料4**

国において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されました。

この基本指針において、令和22(2040)年を見据えた中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて柔軟に介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性が示されています。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、身寄りのない高齢者等への権利擁護や相談支援体制の構築、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進が求められています。

国の第10期計画において記載を充実する事項(案)

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
○2040年度を見据えた中長期的な推計の実施
○地域の実情に応じたサービス提供体制の構築 等
- 2 地域包括ケアシステムの深化
○総合事業の多様なサービス・活動の充実
○頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するための取組の推進
○認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進 等
- 3 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
○多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上 等

2 明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画について

本市では、令和6(2024)年3月に「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」(以下「第9期計画」という。)を策定し、「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」を基本理念に、これまでの取組をさらに継承発展させ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し各種施策に取り組んできました。

第9期計画の取組状況の評価・検証を行うとともに、国の基本指針に基づき、「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」や福祉分野の上位計画である「明石ほっとプラン(明石市第5次地域福祉計画)」の基本理念との整合を図り、本市における地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第10期介護保険事業計画」(以下「第10期計画」という。)を策定します。

(1) 計画の概要

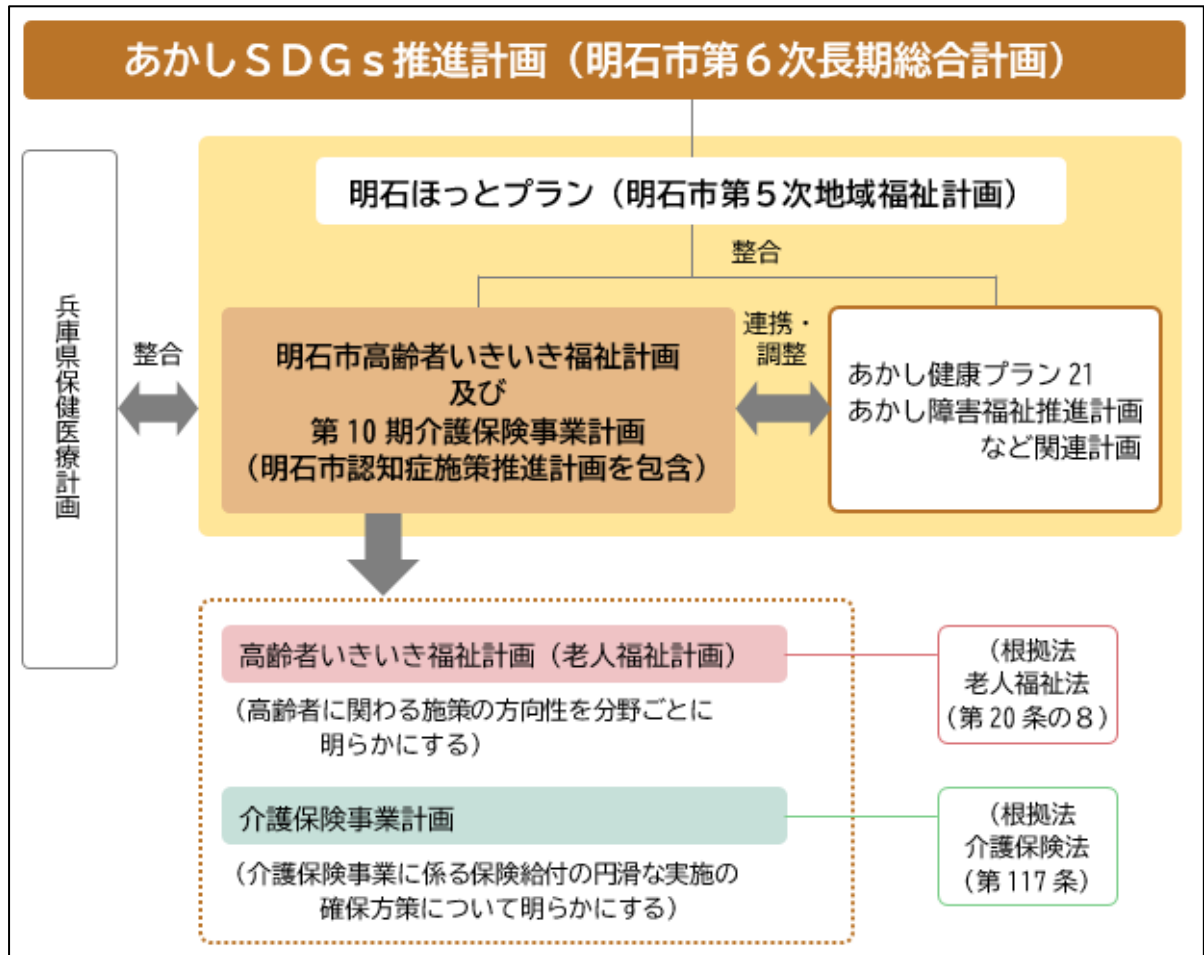
本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組を定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第10期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を決定します。

(2) 第10期計画の位置付け

本計画は、老人福祉法に基づく「高齢者いきいき福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するとともに、認知症基本法に基づく「明石市認知症施策推進計画」を包含するものです。

本市の上位計画や「兵庫県保健医療計画」との整合性を確保し、また、「あかし健康プラン21」や「あかし障害福祉推進計画」など関連計画と連携・調整しながら、その推進を図っていきます。



(3) 計画の期間

令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。

(4) 今後の予定

月	内 容
10	第2回会議開催 ※計画骨子案、サービス見込量の推計等について 市民ワークショップの開催
11	第3回会議開催 ※市民ワークショップ結果報告、計画素案について
R9/1	パブリックコメントの実施
2	第4回会議開催 ※パブリックコメント結果報告、最終報告等
3	定例市議会へ第10期計画案の報告